

「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」について(案)

生活こども課人権男女共同参画室

1 ぐんまパートナーシップ宣誓制度とは

- ・性的マイノリティ当事者の方が、お互いの人生のパートナーとすることを宣誓された事実を群馬県として公に証明する制度
- ・宣誓された方にパートナーシップ宣誓の証明書（宣誓書の受領証）を交付

2 宣誓をすることができる方

- (1) 両当事者がともに成年に達していること
- (2) 当事者の少なくともいずれか一方が県民又は県内への転入を予定している者
- (3) 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- (4) 当事者同士が近親者でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと）

3 証明書（受領証）により利用できる手続き等（予定）

- (1) 県営住宅の入居申し込み
- (2) 県立病院における家族と同等の面会や病状の説明等
- (3) 結婚応援パスポート「コンパス」の入手

4 開始時期

- ・年内を予定（証明書(受領証)等の作成に一定の準備期間を要するため）